

えだというふうに思っております。そういうことから考えますと熱回収のサーマルリサイクル、これは3Rから外れてるものだというふうに思っております。

置広では、ご存じのとおり平成14年にリサイクルプラザを建設しまして、ペットボトルと、それからプラスチックの資源化を図っているところでございます。平成19年度まではペットボトルの売却益が発生しておりますけれども、プラスチックについては売却益としてはまだ発生しておりませんが、今年度発生する見込みだというふうにお聞きしておりますので、そういうことから見れば間違いなくリサイクルなってるんだというふうに理解しております。やはり市民の皆さんにもそういった実情をお知らせすることによってさらに意識改革が進むかと思っておりますので、今後そういった面も十分に検討していきたいというふうに思ってます。以上です。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 私は、ここで市長にお聞かせ願いたいと思っておりますけれども、今言ったようにやっぱり消費の構造を変えていかないと、ごみというのは買い物すれば必ずごみも一緒に買ってくるんですよ。ごみも一緒に買ってくるんです。ごみも含めて。その構造を変えるには、販売店の方ではなかなか難しいです。昔のように魚1切れを例えば経木に包んで買ってくるなんていう、大体経木なんて店置いてないですから、大体ビニール袋になるわけでしょう。それはそれとしてもそれにトレーの量がすごいですよね。これも含めて消費者が一番楽に買える方法を店の方はつくってるんだと思います。なのでごみも一緒に売ってる格好ですね。その意味では置広の方に払う分担金を減らしていくというのは、まさに市民一人一人が税金をむだに使わない運動として一つは大事です。であればごみを現在の量を何年後ぐらいまでにどれぐらい減らしていく、どういう手段でしてい

く、こういう計画をやっぱりきちっと作成しながら市民に訴えていく必要があるんじゃないかという意味で今回のこの質問をしたわけで、市長の見解をお聞かせを願いたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

委員からご提案いただきました市独自のごみの減量化計画、これ大切だと思います。やはり環境、私どもは循環のまちづくりということでレインボープラン頑張ってる市民の皆様のご協力によって努力してるわけでございますので、そういった意味からも市民の皆様にもご協力いただきながら、また市としてもきちんとした啓蒙活動も継続し、ぜひ21年度あたりにそういった計画を立ててみたいなというふうに思っております。そして置広の分担金なんかも結果として減らせれば大変いいのではないかなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくご指導いただきたいと思います。

+

藤原民夫委員の総括質疑

○町田義昭委員長 次に、順位2番、議席番号12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 私は、通告しております公民館に指定管理者制度を導入することについての1点について市長並びに教育長、中央公民館長にお尋ねをいたします。

指定管理者制度が導入されて1年経過した段階で総務省が行った全国調査の結果が「社会教育調査平成17年版」という資料に掲載されております。少し古い資料ですが、それによりますと指定管理者による公民館が672館、全公民館の3.7%という結果であります。これは平成17年版ですから。しかし、この調査では、市町村

数の数が明らかにはなっておりません。公民館の数であります。その中の指定管理者制度を採用した団体の内訳は、公益法人が243館で、その他が408館と最も多く、全体の約61%に上っております。この調査報告ではその他の内訳が明らかにされておりませんが、調査を紹介した方の文章によりますと地域組織あるいは住民団体によるものということでもあります。

このように受託先の多くが住民団体であるということが公民館の指定管理者の第1の特徴ではないかと私は思うのであります。つまり受託者として長井市立図書館のように民間業者の参入を期待することは無理なのではないかというふうに思うのであります。

第2の特徴は、公募によらない制度であるということでもあります。本来この指定管理者制度は、公募によって競争原理が働いて、より効率よい運営を目指すねらいがあるわけですが、結果はそういう展開に進まなかったようであります。この点からしてもこの制度の破綻を論ずる方もおられるようであります。指定管理者制度導入以前の公民館の管理委託の多くは、長井市でもそうであります。地域ごとに設置されたいわゆる自治公民館を基礎に地域の自治組織や地域団体などによって支えられ、運営され、その力を旧町村単位に設置された地区公民館の運営という現在の長井市が行っているようなケースにつながってきているのではないかというふうに考えるのであります。

このような公民館の地域住民への業務委託は、地域住民でもある館長や主事を中心とした住民の自主管理を市がそれを支え、運営してきたのが現在の公民館の実態であると思うのであります。このことから公民館にとっての委託は、まさに古くて、同時に新しい問題ではないかというふうに思うのであります。市長はこの総務省の先ほど申しあげました調査結果について、また現在採用している長井市公民館の業務委託

をどのように評価されておられるか、あるいは問題点などについてどのようにお考えか、市長にお尋ねをいたします。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

藤原委員がおっしゃいましたデータというのは法改正になって翌年のことだということで、現在どういう、どのぐらいの公民館が指定管理者制度を導入されてるかちょっと私も資料を持ってないんですが、ただ県内の35市町村の指定管理者制度の実施状況を私が図書館の指定管理者制度のとき検討するときに調べさせたと。それは議員の皆様にも配付させていただいたと思うんですが、結果として長井市が一番おくれる部類に入っていると。ほかの市町村は長井市が考えている以上に指定管理者制度について導入されてるという私の感想です。私としては指定管理者制度に対して当時から行革を長井市の場合は進めてまいりましたので、いわゆる行革のメリットがあるかないかということ的前提にその導入を検討したんじゃないかというふうに私は見ておりました。そういった意味から行革で経費を削減できない、指定管理者制度で経費を余り削減期待できない部分については積極的にしてこなかったんじゃないかというふうに思いますけれども、地区公民館の導入については経費削減という視点ではなくて、あくまでも地域の皆様にとって、市民の皆様にとってまちづくりの中核となる公民館づくりを今後進めていくべきだという視点から導入を検討させていただき、今回お聞きさせていただいたということですので、私としては地区公民館についてはあくまでも地域住民主体の延長上に指定管理者制度というのが、現行のスタイルから見れば一部管理委託みたいな形じゃなくてきちっとした全面的な指定管理者制度の委託が望ましいんじゃないかなというふうに思っております。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 指定管理者制度を導入しないということがおこなわれているという評価が適切なのか、あるいはまた地域の導入状況によって一体どのような地域の中では評価を受けているのかというような点ではもう少し考えなければいけないのではないかというふうに思っております。

公民館ではないんですが、去年は文教の柱に指定管理者制度が導入されたというふうなことで、この関係についての報道を私も関心を持って見ていたんですが、ことしの7月19日付の日本経済新聞の文化欄に「全国の公立の美術館、ミュージアム、そういったところで最近続々と指定管理者制度を見直していきつつある。そしてもっと最適な運営がないのかということを探っている」というふうな記事が出ているんです。

それで若干取り上げらせていただきますと、「公立の美術館、博物館に指定管理者制度が導入されて3年になる。運用を見直す動きが全国の自治体に広がり始めた。廃止や変更に踏み切る事例が相次いでいるほか独立行政法人化といった代替方式を模索するケースもあらわれている」というふうなことで書いてるんですが、具体的には縄文遺跡と有珠火山で知られている北海道の伊達市、ここに市立の宮尾登美子文学記念館があるんですね。それで2005年4月の開館以来市は地元のNPO法人だて観光協会を指定管理者に選んで運営を任せてきたけれども、今年度から直営に切りかえたというふうなことであります。内容的にはいろいろ宮尾登美子の出筆したことにちなんで自筆原稿とか、あるいは手紙、机などを展示したんだけど、観光客は期待したほどには訪れなかったと。運営もちょっと大変なことになって、「やはり公共施設の運営者を民間から募るというふうなことではもう少し検討が必要なのではないか」というふうな記事もあります。

また、私も行ったことあるんですが、長野県

に長野県の信濃美術館がありますけれども、これにも指定管理者制度を導入したけれども、そして一たんは半官半民で成果を上げた。しかし、やはりなかなか運営が大変になって、これも指定管理者制度を見直したというふうな新聞記事があります。

一体どこにこういうふうな原因があるのかわかりませんが、しかし指定管理者制度がまるでいろんな公立の施設の運営にとってのすばらしい制度のような感じをそちこちでお聞きするんですが、果たしてそうかというふうなことについて私は一考を要するのではないかというふうに思っております。

公募によらない制度ということですが、この公募によらない制度は結局競争原理というものはなくなるんで、これについてはなかなか難しいんでないか。やはり競争をやって、そしてそこでこの制度をもう少し盛り上げた方がいいんでないかというふうな意見もありますけれども、この今申し上げた美術館も競争でなくて公募によらない制度でやっただけで、やはりこういう結果が出た、制度の破綻が生じたというふうなことであります。そういった例もありますが、このたびの議会で公民館への指定管理者制度の導入を図る議案が提案されております。

公民館の指定管理者制度の導入問題から浮かび上がってきた問題点について次の4点について教育長にお尋ねをいたしたいと思っております。

まずその第1点は、指定管理者への委託は行政当局にとって施設所有権を残す程度で施設のあり方に対する責任があいまいにならざるを得ないのではないかというふうなことを心配するわけでありまして。人権としての社会教育を規定した憲法や教育基本法、社会教育法とのかかわりが薄れて、社会教育機関本来の理念が後退していくという危険があるのではないかというふうに考えるのであります。あくまでも社会教育施設の設置は自治体の責務でありまして、みず

+

からの責務の放棄につながるというふうに考えられる。この指定管理者制度は、決して導入すべきものではないんでないかというふうに考えますが、教育長のこの制度導入の提案に当たっての理念はいかがなものなのか、まずお尋ねをいたします。

○町田義昭委員長 ここで申し上げます。勤労センター体育館で事故がございましたので、鈴木隆政勤労センター所長が退席されました。

大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 自治体の責任ということですが、これは社会教育法の第21条に「公民館は市町村が設置する」、また社会教育法第24条に「市町村が公民館を設置しようとするときは公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない」ということで、長井市の方でも長井市公民館の設置及び管理に関する条例第1条により公民館の設置は自治体にありますので、責任は自治体にあるというふうに考えています。

また、平成18年1月に出された長井市の指定管理者制度に係る基本方針の制度導入の基本的な考え方にも「指定管理者による管理であっても市は公の施設の設置者として市民に対して責任を負っていく」というはっきりと市民に対する責任を明記しているところですが、なぜ指定管理者制度を導入するのかということですが、私も、さっき市長の方からもありましたが、長井方式を堅持する。住民による住民のための公民館運営ということで昭和63年からやってくるわけですし、長井市の第4次の総合計画にも自主自立、協働のまちづくり、そのコンセプトを実現するためにも長井方式を堅持する必要があるんじゃないかというふうに思っているところです。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 この前もその答弁はお聞きいたしましたが、第2点は、受託団体と行

政との関係ですが、行政が受託団体に対して事業を評価し、あるいはチェックする機能が強まるという関係に重きが置かれることになりはしないかと。そうなれば受託団体と行政とが協力、パートナーシップを築くというこれまでの運営体制を維持するということがちょっと困難になるのではないかなというふうに危惧するわけですが、教育長、このことに関してどのようなお考えお持ちですか。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 当然受託団体に対する評価というのは教育委員会でもしていかなければならないというふうには考えています。ただ、これまで同様に館長会とか主事会、そういうものは継続しますので、その折にいろいろ連携をとりながらやっていけるのではないかなというふうに思っています。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 そういう一般的なことでなくて、具体的に公民館長及び主事さんが事業をやったその結果、あるいはその内容等について行政側ではこれをチェックして、そしてきちっとした整理をして報告するというようなことになるんじゃないですか。今までは公民館が最終的に年間の報告として報告書に掲載していたものを今度はやはり書類の関係かいろんな関係で、あるいはまた経理の関係も当然あるわけですが、これをチェックするという機能がどうしても強まってしまわないかと。もちろん事前にその内容についての計画は示されるわけですから、教育委員会ではチェックするものと思うんですが、しかし実際の事業とそこにアンバランスが生じるというふうなことなどがあったり、あるいはちょっと想定し得ないような状態が出るというふうなことになったりして、結局は行政側がチェックするという機能を強く位置づけることになるのではないかと。だからそう簡単に、最初はそういうもんだと思って各

公民館でも頑張ってると思うんですが、何かやはりそこに困難な問題が出てこないものかなというふうに思うんですが、そのような点はいかがでしょうかね。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 現在も公民館運営の計画というのは出してもらってるわけですし、この後も公民館の運営計画というのは出してもらおう。それに対する教育委員会のチェックというのはこれから必要だというふうに思いますが、それが強化されるということじゃなくて、あくまでも運営協議会との信頼関係の上に立って公民館運営の方をしていただきたいなというふうに思っているところです。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 こちらの希望的観測というふうなことになるわけで、ぜひその辺は困難になることにならないようにひとつお願いしたいもんだというふうに思います。

その次、第3番目には、経費の削減、これが今回の指定管理者制度を採用することの最大のねらいなわけですね。この経費の削減によって公民館主事や公民館で働く人々の労働の条件の悪化につながってしまわないか、これが非常に大きな問題ですが、その点を心配するわけでありまして。指定管理者制度がねらいとする先ほど申し上げました経費削減、この実態は、人件費の削減に依存してるんじゃないかというふうに考えられるわけですね。その結果、雇用労働条件の不安定化あるいはまた職員の専門性がないがしろにされる、そういう傾向を含んでいないのかというふうな問題、こういったことがありますといわゆる公民館の質の高いサービスは省られなくなるのではないかと。また同時に、質の高いサービスを注ぐことなしには利用者の利用の増大が見込めない、こういうジレンマが生じないのかと。いずれにしても働く公民館の職員の方々にとっては余り結構な制度でないので

はないかと、実態からいって、その点についてはいかがお考えですか。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 公民館主事の身分、待遇については、今の運営協議会にいろんな規定がありますので、その規定を引き継ぐような形での募集要項ですか、これを提示したいというふうに思っていますし、公民館主事の待遇もそのまま引き継ぐような形での提示をしていきたいというふうに思っています。

あと質の低下ということですけども、先ほども申し上げましたが、館長会、主事会というのはそのまま引き継ぎますので、これについても今と同じような状況でできるんじゃないかなというふうに思っているところです。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 ぜひそのような考え方で臨んでいただきたいと。特に公民館主事の方々がそういう問題について声を出しにくいというふうなことのないようにぜひお願いしたいもんだというふうに思います。

次に、市長にお尋ねをいたしますが、公民館を設置する直接の責任は自治体があるわけですね。法では、社会教育法の第21条、「公民館は市町村が設置する」と明確に定めております。地域に根づいた施設だからこそ自治体か責任を負うのであります。責任をしっかりと果たす自治体と責任を放棄した自治体では、地域の社会教育活動は全く違った展開をするというふうに考えます。社会教育法の第5条では、「自治体の教育委員会の任務として公民館の設置及び管理に関する事」と定めております。つまり公民館設置の責任は、とにかく第一義的には自治体にあるということをしかりと押さえなければいけないというふうに思うのであります。

公民館の設置に責任を負う職員は、すばらしい公民館実践を展開して注目されている事例を私も公民館事業に参加させていただいて幾つか

の例を報告することができるわけではありますが、こうした地域の人々の願いにこたえる実践によって地域の人々が公民館主事の存在の確かさに気づいて職員が事業の推進に大きな力を発揮することができるというふうに思うのであります。長井市の公民館活動は、厳しい財政状況にありながらも住民の皆さんの期待が高いこともあって皆さんから高い評価を受けているというふうに私は考えております。

地域の方々が公民館の職員の存在の確かさに気づいて職員は事業の推進に大きな力を発揮しているというふうに思います。こうした努力を評価せずに人件費を抑制しては住民の願いにこたえることはできない。それこそむだな施設運営に陥って社会教育の価値を埋没させてしまわない、そういう施策が今こそ必要なのではないかというふうに私は考えるのですが、この点について市長の考え方をお聞きいたします。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

+ ○内谷重治市長 お答えいたします。

市町村の方で、長井市でしっかりと責任を持ってこれからも運営にかかわっていくわけでございます。ただ、スタイルとしては指定管理者制度ということで地元をお願いするわけですが、委員がおっしゃるように地区公民館の指定管理者制度を導入することで経費を節約するということは私は考えておりませんし、むしろ逆にもっと地域の皆さんが協働のまちづくりを実践できるようなそういった支援を積極的に行うべきだというふうに思っております。

そしてその中核となって働いていただく主事の皆さんについては、もう指定管理者制度どうのこうの言う前に昨年の4月に新たな給与体系を導入させていただいたということでもあります。以前は事務管理公社ということで給与の方が頭打ちでありましたけども、この間の一般質問、決算の方でも質問に答えてあったんですが、社会福祉協議会の保育士さんの給与体系を取り入

れましたので、給与体系としては随分私は改善されたというふうに思ってますし、この給与体系をこれからも堅持しながら、むしろ全く逆でして、経費は節減じゃなくて、もっともっと地区公民館、地域活動に支援してまいりたいというふうに思っておりますので、市の責任として地区公民館を核とした地域振興を図ってまいりたいというふうに思ってます。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 大変すばらしい答弁をいただいたと思っておりますが、一つは、この公民館の運営については市で責任を持ってかわっていくというふうな答弁、さらにまた経費節減を考えてこの制度を導入したのではないんだということ、それから種々の労働条件、特に給与体系についてはこれを維持し、さらにもっと充実させていくんだというふうな考え方をお聞きいたしましてほっとしているところがございますが、ぜひこれを守っていただきたいというふうに思います。

次に、教育長にお聞きいたしますが、今、市長から答弁をいただきましたが、教育長はこの公民館を支える、また同じようなことを聞くのかなというふうな感じはしますが、この屋台骨となって頑張っておられる公民館職員の待遇、この改善策について、待遇ですね、今は給与の問題の待遇について市長から答弁いただきましたが、なかなか9時から5時までの通常の勤務というふうなことでなくて、特に夜間あるいは早朝からの勤務というふうな大変な勤務状況が強られる場合が地域の事業の中ではあると思うんですね。こういったことについてどのように今後この主事の皆さんが満足して、満足といえますか、働く力を出してこういった業務に携わっていかうとなされるか、そういった改善策についてのお考えをお尋ねいたします。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 主事の皆さんには、先ほど市

長からもありましたように大変頑張ってるということで、今回の組織を変える時点で給与の面での待遇改善をしているわけですが、指定管理者制度導入にかかわって考えているということは時間外手当ですね、これも地区公民館によってばらばらの状況のようですので、その辺を統一した考えで持っていくというようなことでの検討も今してもらっているところです。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 中央公民館長にお尋ねをいたします。

ことし1月25日に全国の生涯学習・社会教育主管部課長会議というのがあって、いわゆる「1・25文書」なるものが出されたというふうに聞いておりましたが、この1・25文書が非常に話題を呼んでおりますが、それについて館長、どのようなご認識でおられるか、お聞きいたします。

○町田義昭委員長 平 正行中央公民館長。

○平 正行中央公民館長 お答え申し上げます。

ことしの1月25日ではなくて17年の1月25日かと思います。これは全国生涯学習・社会教育主管課長会議において文部科学省の見解を示したものであります。

そのポイントにつきましては、公民館、図書館及び博物館の社会教育施設について指定管理者制度を適用し、株式会社など民間事業者にも館長業務を含めて全面的に管理を行わせることができること。

2つ目に、指定管理者においても公民館、図書館及び博物館は館長を必ず置かなければならないこと。

3つ目には、社会教育法第28条や地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条では館長や職員の任命を教育委員会が行うこととされるが、指定管理者が雇う者は公務員ではないので、教育委員会の任命は不要である要旨。

4番目、指定管理者制度の適用については地

方公共団体が判断するものであること。

5番目、業務の範囲は公の施設の設置の目的を効果的に達成する観点から設定をすること。

6番目、個人情報の取り扱いには特に留意をすること。

7番目は、図書館でございますが、図書館に適用する場合は利用料金の設定に際して図書館法第17条の規定に注意すること。これが主な内容の要旨でございます。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 1・25文書と呼んでおるようでありますが、この文書について教育長に一つお尋ねいたしますが、それでは長井市でも指定管理者なら別に公務員の館長ではないので、公民館長や主事に対しても教育委員会の辞令は交付しない、こういうことになりますか。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 そのとおりです。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 辞令交付のない館長、主事ということになって、一体だれがどこで館長になったのかということはどこでわかるんですか。それとも教育委員会のあれでなくてだれかがやるんですか、委嘱。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 館長も主事も運営協議会、受託した団体の職員になりますので、そこで館長なり主事の辞令というのか、何かそういう形のもが出てくるんでないかというふうに思います。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 つまり一片の辞令書というのはいないんですか。ただその会議で、あなた公民館長お願いだ、こっち主事お願いだというので決まるんですか。

○町田義昭委員長 平 正行中央公民館長。

○平 正行中央公民館長 館長、主事、あと運営協議会の委員も含むことになるわけですが、運

+

営協議会の職員もしくは委員、会長、副会長、館長というふうなことになります。さきに4月以降各運営協議会等でこの制度等の説明をさせていただいた場合、今、委員ご質問の部分も出てまいりました。今の運営協議会では、運営協議会そのものの運営の規約等、あと公民館主事の就業規則等6つの規約、規定がございます。その中の今の本体の規約の部分でやはり内容を変えながら地域で選ぶ選考委員会的な流れがいいのではないかとということで今動いてございますが、教育委員会の任命がないということはこれは間違いございません。ですから地域で選んでいただきながら、流れとしては運営協議会として委嘱をする、もしくは雇用契約をする、こういう形になるのが筋ではないかなと。運営協議会で館長さんがだれそれ、会長がだれそれ、こういった形で進むと考えております。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 ちょっとわかるようなわからないようなですが、つまり教育委員会の辞令交付はしないと。辞令交付というものはないと。つまり一片の辞令書はないと。そして運営協議会の方から団体の会長とか事務局が決まるような形であなたが公民館長というふうな運営協議会の中で選出するんですか。それともどこか、どうなんですか、その点は。

○町田義昭委員長 平 正行中央公民館長。

○平 正行中央公民館長 運営協議会の中で決めることになります。ただ、先ほども申し上げましたが、恐らく年度末をもってその運営協議会もしくはそこで規約等で定めた選考委員会、こういったところで決定がなされるものと考えているところです。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 教育委員会が任命するというのは、館長や専門職は公務員であることが当然の前提としてこれまでは規定されてきたわけですね。それを指定管理者制度という新し

い制度ができたから、館長その他の職員の対象が公務員でなくなれば適用されないと。いわば形式論なんですね。しかし、そのような指導があるので、運営協議会という団体でほかのいろんな子供会とかさまざまな団体がやっているような役員の決め方で、それでじゃあ館長引き受けます、いや、主事引き受けましたなんて、このようなことで一片の辞令交付書も1枚もない、これなんですね。

○町田義昭委員長 平 正行中央公民館長。

○平 正行中央公民館長 答えいたします。

1通の辞令書、任命書等もございません。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 感想を教育長に求めるわけですが、長井市もやはりこのようなことに適用をするのか、非常にお役所的、上からの指令でこうこうこうだというふうな感じを抱かざるを得ないわけです。やはり辞令というのは、ただの紙っ端でないんですね。市長とか教育長とか、そういったしかるべき方々にいただいて、ではやるかというふうな一つの決意を促すための非常に貴重な文書だと思うんですね。その文書をなくすというふうなことでありますので、まさに一体、館長や主事の業務に支障を来さないか、あるいはまたそんなに簡単に重要な任務となる館長や主事の皆さんが仕方がないというふうになるのか、私はその点についてもやはり疑問を感じるんですね。

社会教育法第28条、地教行法第34条が適用されないといっても、今度は地教行法の第23条、教育委員会の職務権限、これがつまりは論点に今後なってくるのではないかと思います。つまり教育機関は教育委員会が管理することを明確にこれを規定しているわけですね。教育委員会が管理するんだと。教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務として、その中に公民館いうものが明確に入ってるんです。

さらに第32条には、教育機関の所管ということで「公民館、図書館の所管は教育委員会にある」というふうにしておりまして、教育委員会が社会教育機関の管理主体であることは間違いないところなわけですね。しかし、こうした辞令交付、辞令行為すらやれない、このような教育委員会の姿でいいんですか。教育長のご意見求めます。感想。

○町田義昭委員長　ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時とします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○町田義昭委員長　休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長　教育委員会の職務権限ということですが、公民館も図書館も社会教育施設ですので、これからも教育委員会文化生涯学習課を中心にしながら連携をとって支援をしていきたいというふうに思っていますし、辞令交付については残念ながら教育委員会としては辞令を出すわけにいきませんので、それぞれの運営協議会の会長なり、または会として辞令を出すような方向でやっていただきたいというふうに思いますし、館長会とか主事会があるわけですので、その折に教育委員会として激励をしていくことはできるんじゃないかなというふうには思っています。以上です。

○町田義昭委員長　申し上げます。大沼 久委員は、午後の会議に遅刻でございます。

続けます。

12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員　公民館は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条によって

教育機関と規定されて、教育機関の職員の任命は教育長の推薦により教育委員会が任命する、こういうふうには法で第34条あるいは社会教育法第28条の規定からいっても、館長業務含めて指定管理者に管理をゆだねることはできないというふうなことで、今、教育長の答弁のように辞令交付はできないというふうなことでありますが、つまり指定管理者が雇う者は公務員ではないから教育委員会の任命は不要であるというふうな国の方針に従ったわけでありまして、しかし、同時に、それらの制度の適用についてはあくまで自治体が判断するものであるということもまた明示をしてるんです。自治体が判断してもいいというふうに明示してるんです。ですからそれをしたからどうだというふうなあれはないわけでありまして、ぜひこの新しく任命される館長、主事のこれからの業務の推進を願って、あるいはまた活躍を願って、ぜひそのようにしていただきたい。あくまで自治体が判断するものだというふうなことの制度の適用を生かしてもらいたいというふうに思うわけでありまして、

教育委員会が任命するというのは、館長や専門職は公務員であることが当然の前提として規定されてきた。それを指定管理者制度という新しい制度ができたので館長その他の職員の対象が公務員でなくなれば適用されないということは、結局は先ほど申し上げましたが、形式論以外の何物でもないというふうなことでありますから、ぜひこれをそうではなく自治体が判断するというふうな立場に立ち返って辞令交付をするべきであるというふうに思うのであります。

最後に、市長にお聞きをいたします。指定管理者制度の問題として、制度の導入は住民への委託をてこにして公的保障の歩みを後退させるのではないかというふうに厳しくとらえる必要があると考えるんです。単に住民の自主管理を住民参加論で片づけるというふうなわけにはいかないのではないかと思います。

+

公民館の指定管理者制度の導入で懸念される問題点として第1は、指定管理者への受託は行政当局にとって施設所有権を残す程度で施設のあり方に対する責任があいまいにならざるを得なくなるのではないかと懸念される。社会教育施設の設置は自治体の責務であり、みずからの責務の放棄にはつながらないかというふうに懸念をするわけであります。

第2は、指定管理者制度の導入によって受託団体と行政との関係は、行政が受託団体に対して事業評価しチェックする機能が強まって、先ほど申し上げましたように協力、パートナーシップ、これを築くことが困難にならないのかということを心配するわけであります。

第3に、経費の削減、節減によって働く方々の労働条件の悪化は必至でないかというふうに思うんです。指定管理者制度がねらいとする経費節減の実態は、「節減ではない」と先ほど市長は申し上げましたが、しかし、人件費の削減に依存しているのではないかと。その結果、雇用・労働条件の不安定化や職員の専門性がないがしろにされるという傾向を含んでいるのではないかと懸念するものであります。かといって質の高いサービスを注ぐことなしには利用の増大を見込めない、こういうジレンマが出てくるのではないかと懸念するものであります。それでこのような実態からすれば経費が削減されたしわ寄せが受益者負担の導入を始めとして住民にのしかかる、そして社会教育のサービスは後退していくというふうにつながってはいかないかと懸念するものであります。指定管理者制度は、そういう現実を追認することにつながって行政の責任を放棄してしまうというふうにつながってしまうのではないかと懸念するものであります。市長のこの制度を新設し、推進しようとする意図と現実の問題についてお聞きをしてこの質問を終わるわけでありますが、答弁をお願いいたします。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

私は、指定管理者制度を導入することによって公民館の運営の目的とか、あるいは館長始め主事の皆さんの身分や給与、さらには地域の市民の皆様の負担がふえるんでないかということとは全く当たらないと思っております。むしろ長井市の第4次総合計画の柱であります協働のまちづくりを進めるには、やはり市役所から、あるいはNPO団体からのいろんな働きかけももちろんでありますけれども、地域の人たちと一緒にあって、一人一人が協働をよく理解いただいて一緒にあって地域づくりをしていくまちづくりをしていくことが重要だと思っております。そういった意味からは、より現在の管理運営委託、運協に委託してる状況よりは、指定管理者制度として地域の皆さんのいろんな創意工夫をさらに生かせるような体制の方がいいんじゃないかという判断で導入をお願いしたところでございますので、藤原委員がご指摘されるような、繰り返しになりますけれども、人件費を圧縮するという事は、先ほど申し上げましたようにむしろ給与体系は整備しておりますので、逆に人件費がふえると思います。さらに運協の方でも受託団体として受けていただくわけですから、その責任等々が生じますので、そういった皆様にもそれなりの経費をお支払いしなければならぬというふうに思っておりますし、さらに行政が責任を放棄するなんていうのは全く筋違いな話でありまして、市民と一緒にあって市役所は、行政はまちづくりをしていくわけでありますので、より正常な形の運営体制になっていくもんだというふうに思っております。そんなことからこの指定管理者制度によってなお一層地域づくりあるいは社会教育の充実が図られることを願ってるものです。以上です。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 以上で終わります。